

# 山形県情報公開条例施行規則

平成 10 年 3 月 19 日

山形県規則第 14 号

改正 平成 13 年 3 月 30 日規則第 37 号

平成 13 年 6 月 19 日規則第 93 号

平成 14 年 3 月 22 日規則第 15 号

平成 16 年 3 月 30 日規則第 25 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 40 号

(平成 20 年 2 月 29 日規則第 12 号)

平成 20 年 3 月 21 日規則第 29 号

平成 28 年 3 月 29 日規則第 31 号

## 山形県情報公開条例施行規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第 58 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (記録媒体の種類及び開示の方法)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する規則で定める記録媒体は、フィルム（マイクロフィルム、スライドフィルム、ネガフィルム及び映画フィルムをいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で情報が記録された物であって、当該情報を再生し、又は用紙に出力するために特別の装置又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を必要とするものを除く。以下同じ。）とする。

2 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める記録媒体は、次の各号に掲げる物とし、同条第 4 号に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) フィルム 当該フィルムを映写したものの視聴（マイクロフィルムにあっては、当該マイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したものとの閲覧又は当該出力したものの写しの交付）

(2) 録音テープ 次に掲げる方法

- イ 当該録音テープに記録されている情報を専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープに記録されている情報を録音カセットテープ（日本工業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) ビデオテープ 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープに記録されている情報を専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープに記録されている情報をビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(4) その他の電磁的記録媒体 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
- ロ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

- ハ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。）又は光ディスク（日本工業規格 X0606

及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

(開示請求)

第3条 条例第4条第2項に規定する書面は、公文書開示請求書(別記様式第1号)によるものとする  
2 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 希望する開示の方法
- (2) 希望する開示を行う場所

3 公文書の開示の請求は、実施機関が別に定める場所において受け付けるものとする。

第4条 削除

(不開示情報等)

第5条 条例第6条第1項第2号ロに規定する規則で定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者とする。

2 条例第6条第1項第2号ニに規定する規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

- (1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であつて相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。
- (2) 食糧費(企業管理者においては会議費又は雑費のうち飲食に係る経費。以下同じ。)の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

(開示請求に対する決定通知書等)

第6条 条例第7条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 一の公文書開示請求につき、条例第7条第1項の規定による開示の決定のみを行う場合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
  - (2) 一の公文書開示請求につき、条例第7条第1項の規定による開示の決定と同条第2項の規定による開示をしない旨の決定とを併せ行う場合 公文書一部開示決定通知書(別記様式第3号)
  - (3) 一の公文書の開示の請求につき、条例第7条第2項の規定による開示をしない旨の決定のみを行う場合 公文書不開示決定通知書(別記様式第4号)
- 2 条例第7条第3項及び第4項の規定による通知は、開示等決定期間延長通知書(別記様式第5号)によるものとする。

(公文書の開示の方法)

第7条 実施機関は、条例第7条第1項の規定による開示の決定の通知を受けたものに対し、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が別に定めるところにより、当該決定に係る公文書の開示をするものとする。

- 2 前項の場合において、公文書を閲覧し、又は視聴による開示を受けるものは、当該公文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあるものに対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。
- 4 公文書の写し(第2条第1項に規定するフィルム又は電磁的記録媒体に記録されている情報を複写し、又は用紙に出力したもの若しくはその写しを含む。)の交付の部数は、開示の請求があつた公文書1件につき1部とする。

5 公文書及び情報を用紙に出力したものの写しの開示をする場合は、日本工業規格A列3番以下の大さきの用紙を用いて行うものとする。ただし、実施機関がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。

(公文書開示請求事案移送通知書)

第8条 条例第8条の規定による通知は、公文書開示請求事案移送通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(意見の聴取の通知等)

第9条 実施機関は、条例第9条第2項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について、書面により通知しなければならない。

- (1) 公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - (2) 意見を聴取する予定の期日及び場所
  - (3) 当該第三者が意見を述べることとした場合にその意見の聴取を担当する実施機関の部局等
- 2 前項の規定による通知は、公文書開示第三者通知書（別記様式第7号）によるものとする。
- 3 第1項の規定による通知を受けた第三者は、口頭又は書面による意見の陳述を希望する場合は、実施機関が指定する日までに、公文書開示第三者意見書（別記様式第8号）を実施機関に提出するものとする。
- 4 実施機関は、第三者が口頭による意見の陳述を希望した場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時及び場所を、書面により通知しなければならない。
- 5 前項の規定による通知は、公文書開示第三者意見聴取通知書（別記様式第9号）によるものとする

(代理人)

第10条 前条第3項の規定により口頭による意見の陳述を希望した第三者は、意見の陳述について、代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(意見の聴取の実施)

第11条 実施機関は、第三者から意見の聴取を行うに際し、当該実施機関の指定する職員（以下「主宰者」という。）に、開示請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容について、当該第三者又はその代理人（以下「第三者等」という。）に対し、説明させなければならない。

- 2 第三者等は、主宰者に対し、意見を述べ、及び質問をすることができる。
- 3 主宰者は、第三者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、第三者等に対し、質問をし、又は説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。
- 6 意見の聴取は、公開しない。

(意見の聴取の終結)

第12条 実施機関は、その指定した日までに公文書開示第三者意見書の提出がない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(公文書開示決定第三者通知書)

第13条 条例第9条第3項の規定による通知は、公文書開示決定第三者通知書（別記様式第10号）によるものとする。

(手数料の額)

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める写しは、複写機によりカラーで複写したもののとし、同号に規定する規則で定める額は、50円とする。

2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる方法とし、同号に規定する規則で定める額は、同表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

方 法	額
(1) 第2条第2項第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したものとの写しの交付	交付する写しの枚数（日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第4号及び第5号において同じ。）1枚につき10円
(2) 第2条第2項第2号に規定する録音テープに記録されている情報を同号口に規定する録音カセットテープに複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
(3) 第2条第2項第3号に規定するビデオテープに記録されている情報を同号口に規定するビデオカセットテープに複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
(4) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写し（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
(5) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報をカラーで用紙に出力したもの又はその写しの交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
(6) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
(7) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
(8) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月19日規則第93号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日規則第15号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第13条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月30日規則第25号）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例施行規則第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の支出に係る公文書について適用する。

附 則（平成17年3月31日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第40号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年3月21日規則第29号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。